

公立小松大学教育企画委員会規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立小松大学（以下「大学」という。）の教務の適正な遂行を図るとともに、入学者選抜を的確に実施し、また、学生の課外活動及び厚生補導等の推進並びにキャリア形成及び就職の支援等の大学の教育に関する事項について審議することを目的として、公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第 7 条に基づき大学に設置する公立小松大学教育企画委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 全学に関わる教務に関すること
- (2) その他教務に関して必要なこと
- (3) 入学者選抜の企画、実施その他選考業務の統括運営に関すること
- (4) 編入学、転入学、再入学の選考業務の統括運営に関すること
- (5) 転学部及び転学科の選考業務の統括運営に関すること
- (6) その他入学者選抜に関して必要なこと
- (7) 学生の課外活動に関すること
- (8) 学生寮、厚生保健施設及び体育施設の利用に関すること
- (9) 学生の相談に関すること
- (10) 学生の健康管理に関すること
- (11) 保健管理センターの管理運営に関すること
- (12) 授業料等の減額及び免除に関すること
- (13) 奨学金に関すること
- (14) その他学生支援に関して必要なこと
- (15) 学生のキャリア形成及び就職の支援についての基本方針に関すること
- (16) 学生のキャリア形成及び就職の支援についての重要事項に関すること
- (17) キャリアサポートセンターの管理運営に関すること
- (18) その他学生のキャリア形成及び就職の支援に関して必要なこと

(組織)

第 3 条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 保健管理センター長
- (3) キャリアサポートセンター長

- (4) 各学部の教員 各2名
- (5) 事務局長
- (6) 学生課長
- (7) その他学長又は委員長が必要と認めた者
(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に規定する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 第3条第1項第4号及び第7号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員以外の者（学外者を含む。）の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 5 委員会の議事並びに議事の記録及び資料は、非公開とすることができる。

(委員等の義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委員会に出席した委員以外の者に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、事務局学生課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第15号）

この規則は、令和5年8月25日から施行し、平成30年7月1日から適用する。